

第 54 回信託研究会 議事要録

日時：2022 年 6 月 18 日 10 時から 12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室

出席者：今井、黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

◆検討事項

1. 前回の整理事項の確認と課題の対応

国際私法における「住所」の意義の整理を確認した。

我が国の税法（所得税法）において、非永住者の要件としての「国籍」基準がどのような経緯で導入されたのかという点、調査を要するとしていた（調査担当大屋）。

以下、コンメンタール所得税法の解説が存在するが、立法経緯は確認できなかった。

所得税法における「非永住者」の定義規定（所法 2 条 1 項 4 号）は、昭和 32 年度の税制改正で創設された。それまでは、我が国に居住する外国人は、1 年以上居所を有する場合には、居住者として扱われてきたが、「居住者のうち、この法律の施行地に現に住所がなく過去 1 年以上 5 年以下の期間居所又は住所を有する者」を非永住者とし、我が国に源泉がある所得の全部と外国に源泉がある所得で我が国で支払われ又は外国から我が国に送金されたものに対して所得税を課することとされていた。昭和 37 年度の税制改正では、非永住者の定義は、「居住者のうち、この法律の施行地に永住する意思がなく現在まで引続いて過去 5 年以下の期間居所又は住所を有する者」と改められ、昭和 40 年の全文改正の際には、この定義が承継されている。平成 18 年度の税制改正において、制度の趣旨を逸脱して適用している事例があるといった指摘があつたこと等から、非永住者制度の対象範囲の見直しが行われ、非永住者は、「居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である個人」とされた。

2. 確認の必要となる準拠法項目

研究テーマである「国際的信託における課税関係」にまつわる確認事項として、中国、アメリカにおける、各法律（税法、財産法、相続法等）の居住地の考え方の整理が必要であり、居住概念をめぐる法適用の問題や紛争の存在を調査する必要性を確認した。

3. 調査研究担当案

- ・中国法における居住概念の検討（黒田・高橋）
- ・アメリカ法における居住概念の検討（今井）
- ・日本における居住概念の整理（大屋）
- ・信託の準拠法に関する議論の確認（大屋）

次回は、2022 年 7 月 16 日（土）10 時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>